

保護者のみなさまへ

子どもたちを守ろう！

～ネット依存、いじめ、トラブルから～



手綱を
しっかり！

〈リーフレットの内容〉

I. リーフレット作成の趣旨

II. 他人事ではありません。
子どもは大丈夫？

III. 保護者がすべき4つのこと

IV. 困ったときは

I. リーフレット作成の趣旨

全国的にも、子どもたちのケータイ・スマホ等所持の低年齢化が進んでおり、また、間違った使い方によりネットいじめやトラブルが増え、犯罪被害などの「危険性」が危惧されます。大洲市においても例外ではありません。

「自分の子に限って問題は起こさない」そう思っていないですか？ 場合によっては、子どもたちの人生に大きな傷跡を残すことさえあります。

子どもたちが被害に遭わないためにも、誰かを傷つけないためにも、我々保護者が危機感を持ち、家庭のルールづくりと正しい使い方を教えることが、持たせた親の責任です。

このリーフレットが家庭でのコミュニケーションを深めるきっかけとなり、子どもたちの健やかな成長につながることを願っています。

～保護者用 3 か条～

1. 所有者は保護者であり、使用者である子どもに貸しているという関係を伝える。

- ・夜9時以降は保護者が預かる。
- ・フィルタリング・サービスを受けたものを使わせる。
- ・定期的に通信内容・使用状況を確認する。

2. スマホの使用マナーも社会生活のマナーも同じであることを指導する。

- ・不適切な場所・状況・時間帯に使用させない。

3. 保護者自らが子どもの模範となるよう努め、率先してコミュニケーションを図る。

大洲市統一ルールより抜粋

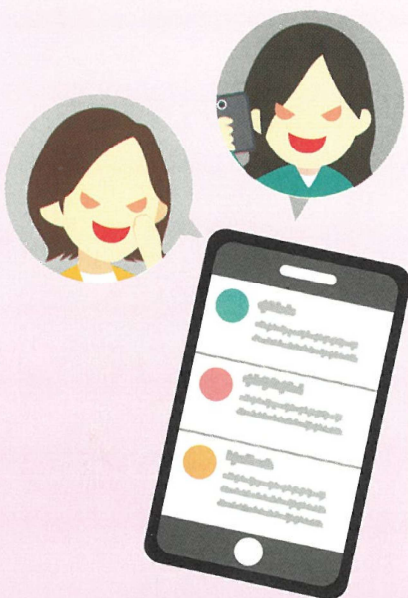
Ⅱ. 他人事ではありません。 子どもは大丈夫？

事例① | ネット依存

動画視聴、ゲームなど、スマホ・ケータイ・タブレットを長時間使用したり、SNS等の返信が遅いと友達に嫌われるのではないかと不安から、常に気になったりして、食事中や勉強中、お風呂でも手放せず、昼夜が逆転し学校に登校しなくなりました。親がスマホを取り上げようとしたところ、家の中で暴れたり親に暴力を振るったりするようになりました。



市内統一ルールでは、「夜 9 時以降は保護者が預かる」となっています。
使用する時間や場所を決めることが大切です。



事例② | ネットいじめ

ネット掲示板にクラスメイトの顔写真を無断で掲載し、悪口や誹謗中傷を書き込む、発言を無視する、グループから外す等の「ネットいじめ」を行い、警察で取り調べを受けました。

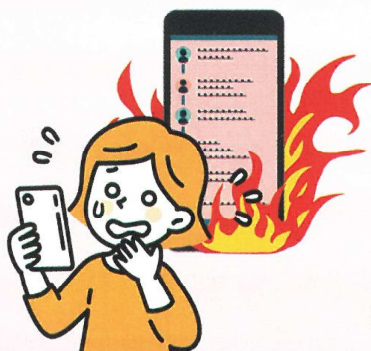
ネットいじめは相手を傷つけ、犯罪につながる可能性が高い行為です。
他人の悪口や誹謗中傷を書き込むことは、絶対にしてはいけないという約束をしましょう。

事例③ | プライバシーの侵害

本人の許可なく、写真をインターネット上などに掲載することは、肖像権の侵害となります。無断掲載や背景の人の写り込み写真などが、犯罪やトラブルにつながり、裁判になりました。



子どもだけでなく、我々大人のモラルも問われます。
持たせた親の責任として、使用状況を把握しましょう。



事例④ | 威力業務妨害

飲食店で、ふざけて他のお客さんも使う湯飲みや箸をなめました。その様子を動画で撮影し、面白半分でSNSにアップしました。瞬く間に動画が拡散され、ニュースで取り上げられました。お店から被害届けが提出され、犯人が特定され、巨額の損害賠償を請求されました。

一度インターネットに掲載した写真やデータは簡単には消せません。
(デジタルタトゥーと言われています)

子どもの将来にまで悪影響を及ぼしかねません。

事例⑤ | 課金

スマホのソーシャルゲームのキャラクターやアイテムを手に入れるために課金を繰り返し、発覚した時には高額な請求がありました。



ペアレンタルコントロールの機能を活用して、
子どものスマホやゲーム機等の利用状況を（保護者が）把握しましょう。

Ⅲ. 保護者がすべき 4 つのこと

その1 親子のコミュニケーションづくり

子どもの変化に気付くことができるよう、普段からの話し合いが大事です。また子どもに様々な体験をさせ、人とのリアルなコミュニケーションの中で、マナーやモラル、思いやりの心を育てましょう。

その2 話し合いによる家庭のルールづくり

子どもたちを『被害者にも加害者にもさせない』ために、子どもたちの成長段階に合わせた家庭のルールづくりが大切です。ルールは決めて終わりではなく、しっかり守られているか確認しましょう。

その3 ペアレンタルコントロールの機能の活用

スマホやゲーム機器等について、利用時間の制限・調整・課金等の管理ができるペアレンタルコントロールの機能を活用しましょう。

その4 フィルタリングの活用

アダルトサイトや出会い系サイト、暴力や薬物を扱うサイト等へのアクセスを防ぎ、子どもを有害な情報から守ることができるフィルタリングを活用しましょう。

家族で考えよう、我が家のルール（ポイント）

一日の利用可能時間を決める

例：夜 9 時以降は使わない。

使用場所を決める

例：リビングで使用し、自室には持ち込まない。

その他のルール

「やってはいけないこと」や家庭のモラルをルールとして入れておくといいでしょう。被害に遭った時はどうするかをルールとして入れておくといいでしょう。

見える場所に
貼っておきましょう。

ルールを決めた日 令和 年 月 日

サイン 子 _____ 保護者 _____

Ⅳ. 困ったときは

被害に遭った場合は、トラブルの画面を**スクリーンショット**して証拠を残しておきましょう。そして、**警察相談専用電話(#9110)**などに相談しましょう。

～いざという時の相談先窓口～



ネットで誹謗中傷の書き込みをされた！



脅迫？ ストーカー？
身の危険を感じる！

相手に賠償等
を求めたい

悩みや不安を
聞いてほしい

相手を処罰
してほしい

法テラス



又は弁護士に相談

まもろうよこころ
(厚生労働省)



警察相談専門電話 (#9110)
又は最寄りの警察署 緊急の時は 110 番



書き込みを削除したい

自分で迅速に削除依頼したい
アドバイスがほしい

自分で削除できない

迅速な助言

違法・有害情報
相談センター



助言・削除要請

子どもの
人権 110 番



インターネット
人権相談



プロバイダへの連絡

誹謗中傷ホットライン
(セーフアーインターネット協会)

